

新 旧 対 照 表

指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について
(昭和63年2月12日付け社庶第29号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知)

| 改正 | 現行 |
|---|--|
| <p data-bbox="848 347 1122 501">社 庶 第 2 9 号 昭 和 6 3 年 2 月 1 2 日 (最終改正) <u>社 援 発 0 5 2 0 第 2 号</u> <u>令 和 3 年 5 月 2 0 日</u></p> <p data-bbox="185 564 450 593">各 都 道 府 県 知 事 殿</p> <p data-bbox="848 660 1090 721">厚生省社会局長 厚生省児童家庭局長</p> <p data-bbox="331 785 972 842">指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の 受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について</p> <p data-bbox="185 909 1122 1094">社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第2条において社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第7条第4号の規定に基づき厚生労働省令で定める施設を定めたところであるが、各施設における法第2条第1項の福祉に関する相談援助業務の範囲等については別添1、介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等については別添2に示すとおりであるので、参考までに通知する。</p> | <p data-bbox="1794 347 2067 501">社 庶 第 2 9 号 昭 和 6 3 年 2 月 1 2 日 (最終改正) <u>社 援 発 0 6 0 4 第 2 号</u> <u>令 和 2 年 6 月 4 日</u></p> <p data-bbox="1131 564 1395 593">各 都 道 府 県 知 事 殿</p> <p data-bbox="1794 660 2036 721">厚生省社会局長 厚生省児童家庭局長</p> <p data-bbox="1276 785 1917 842">指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の 受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について</p> <p data-bbox="1131 909 2067 1094">社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第2条において社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第7条第4号の規定に基づき厚生労働省令で定める施設を定めたところであるが、各施設における法第2条第1項の福祉に関する相談援助業務の範囲等については別添1、介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等については別添2に示すとおりであるので、参考までに通知する。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>別添 1 指定施設における業務の範囲等</p> <p>1 福祉に関する相談援助業務の範囲 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「施行規則」という。）第2条第1号から第13号までに定める施設において、福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 施行規則第2条第1号に規定する保健所にあつては、精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員、精神保健福祉士、<u>精神科ソーシャルワーカー及び心理判定員</u></p> <p>(2) ～ (13) (同右)</p> <p>(14) 施行規則第2条第5号に規定する精神保健福祉センターにあつては、精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員、<u>精神保健福祉士</u>、<u>精神科ソーシャルワーカー及び心理判定員</u></p> <p>(15) ～ (19) (同右)</p> <p>(20) 施行規則第2条第10号に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター及び老人介護支援センターにあつては、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）第12条第1項第3号及び同条第2項第1号に規定する生活相談員、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第12条第1項第3号及び第56条第1項第3号に規定する生活相談員、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）第11条第1項第2号<u>及び第37条第1項第2号</u>に規定する生活相談員、同令附則第6条第1項第2号に規定する主任生活相談員及び生活相談員、同令附則第14条第1項第3号に規定する入所者の生活、身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話を行う職員、「老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営について」（昭和52年8月1日付け社老第48号）別紙1（老人福祉センター設置運営要綱）第2条第3項及び第3条第3項における相談・指導を行う職員、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第93条第1項第1号及び第121条第1項第2号並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第20条第1項第1号及び第42条第1項第1号に規定する生活相談員、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防</p> | <p>別添 1 指定施設における業務の範囲等</p> <p>1 福祉に関する相談援助業務の範囲 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「施行規則」という。）第2条第1号から第13号までに定める施設において、福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 施行規則第2条第1号に規定する保健所にあつては、精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員、精神保健福祉士<u>及び</u>精神科ソーシャルワーカー</p> <p>(2) ～ (13) (略)</p> <p>(14) 施行規則第2条第5号に規定する精神保健福祉センターにあつては、精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員<u>及び</u>精神保健福祉士<u>並びに</u>精神科ソーシャルワーカー</p> <p>(15) ～ (19) (略)</p> <p>(20) 施行規則第2条第10号に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター及び老人介護支援センターにあつては、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）第12条第1項第3号及び同条第2項第1号に規定する生活相談員、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第12条第1項第3号及び第56条第1項第3号に規定する生活相談員、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）第11条第1項第2号に規定する生活相談員、同令附則第6条第1項第2号に規定する主任生活相談員及び生活相談員、同令附則第14条第1項第3号に規定する入所者の生活、身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話を行う職員、「老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営について」（昭和52年8月1日付け社老第48号）別紙1（老人福祉センター設置運営要綱）第2条第3項及び第3条第3項における相談・指導を行う職員、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第93条第1項第1号及び第121条第1項第2号並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第20条第1項第1号及び第42条第1項第1号に規定する生活相談員、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」とい</p> |
|---|--|

サービス等基準」という。)第129条第1項第2号、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)第5条第1項第1号及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号)第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等基準第97条第1項第1号(介護保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされたものを含む。)に規定する生活相談員、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の63の6第1号イの規定により例によるものとされた介護保険法施行規則等の一部を改正する省令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等基準第97条第1項第1号に規定する生活相談員並びに老人介護支援センターにおいて相談援助業務を行っている職員

(21) (同右)

(22) 施行規則第2条第12号に規定する介護保険施設にあっては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第2条第1項第2号に規定する生活相談員及び同項第6号に規定する介護支援専門員、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)第2条第1項第4号に規定する支援相談員及び同項第7号に規定する介護支援専門員並びに介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号)第4条第1項第7号及び同条第7項第3号に規定する介護支援専門員、健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設にあっては、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号)第2条第1項第6号、第2項第4号及び第3項第7号に規定する介護支援専門員

(23) ~ (29) (同右)

- 2 施行規則第2条第14号に規定する施設及び当該施設において福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の範囲
施行規則第2条第1号から第13号までに掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設及び当該施設において、福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は、次のとおりとする。

う。)第129条第1項第2号、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)第5条第1項第1号及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号)第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等基準第97条第1項第1号(介護保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされたものを含む。)に規定する生活相談員、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の63の6第1号イの規定により例によるものとされた介護保険法施行規則等の一部を改正する省令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等基準第97条第1項第1号に規定する生活相談員並びに老人介護支援センターにおいて相談援助業務を行っている職員

(21) (略)

(22) 施行規則第2条第12号に規定する介護保険施設にあっては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第2条第1項第2号に規定する生活相談員及び同項第6号に規定する介護支援専門員、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)第2条第1項第4号に規定する支援相談員及び同項第7号に規定する介護支援専門員、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号)第4条第1項第7号及び同条第7項第3号に規定する介護支援専門員、健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設にあっては、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号)第2条第1項第5号、第2項第4号及び第3項第6号に規定する介護支援専門員並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第131条第1項第2号に規定する生活相談員及び同項第6号に規定する介護支援専門員

(23) ~ (29) (略)

- 2 施行規則第2条第14号に規定する施設及び当該施設において福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の範囲
施行規則第2条第1号から第13号までに掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設及び当該施設において、福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は、次のとおりとする。

(1) ~ (9) (同右)

(10) 都道府県社会福祉協議会

- ・「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」(平成27年7月27日付け社援発0727第2号)別添1.6(日常生活自立支援事業実施要領)5(1)に規定する専門員、その他相談援助業務(主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他の要援護者に対する者に限る。)を行っている職員

(11) 市(特別区を含む。)町村社会福祉協議会

- ・「社会福祉協議会活動の強化について」(平成11年4月8日付け社援第984号)別紙(社会福祉協議会企画指導員、福祉活動指導員、福祉活動専門員設置要綱)2に規定する福祉活動専門員その他相談援助業務(主として高齢者、障害者、児童その他の要援護者に対するものに限る。)を行っている職員
- ・「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」(平成27年7月27日付け社援発0727第2号)別添1.6(日常生活自立支援事業実施要領)5(1)に規定する専門員、その他相談援助業務(主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他の要援護者に対する者に限る。)を行っている職員

(12) ~ (54) (同右)

- (55) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添1.5(ひきこもり支援推進事業実施要領)に基づくひきこもり地域支援センター
- ・ひきこもり支援コーディネーター、その他相談援助業務を行っている専任の職員

(56) ~ (59) (同右)

- (60) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」(平成29年5月17日社援発第0517号)による改正前の「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添1.7(地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり等事業実施要領)及び「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添1.9(被災者見守り・相談支援等事業実施要領)に基づき、被災者に対する相談援助業務を実施する事業所・相談援助業務を行っている職員

(61) ~ (66) (同右)

(1) ~ (9) (略)

(10) 都道府県社会福祉協議会

- ・「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」(平成27年7月27日付け社援発0727第2号)別添1.0(日常生活自立支援事業実施要領)5(1)に規定する専門員、その他相談援助業務(主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他の要援護者に対する者に限る。)を行っている職員

(11) 市(特別区を含む。)町村社会福祉協議会

- ・「社会福祉協議会活動の強化について」(平成11年4月8日付け社援第984号)別紙(社会福祉協議会企画指導員、福祉活動指導員、福祉活動専門員設置要綱)2に規定する福祉活動専門員その他相談援助業務(主として高齢者、障害者、児童その他の要援護者に対するものに限る。)を行っている職員
- ・「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」(平成27年7月27日付け社援発0727第2号)別添1.0(日常生活自立支援事業実施要領)5(1)に規定する専門員、その他相談援助業務(主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他の要援護者に対する者に限る。)を行っている職員

(12) ~ (54) (略)

- (55) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添1.1(ひきこもり対策推進事業実施要領)に基づくひきこもり地域支援センター
- ・ひきこもり支援コーディネーター、その他相談援助業務を行っている専任の職員

(56) ~ (59) (略)

- (60) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」(平成29年5月17日社援発第0517号)による改正前の「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添1.3(地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり等事業実施要領)及び「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添1.5(被災者見守り・相談支援等事業実施要領)に基づき、被災者に対する相談援助業務を実施する事業所・相談援助業務を行っている職員

(61) ~ (66) (略)

| | |
|--|--|
| <p>(67) 障害者雇用納付金制度に基づく第1号職場適応援助者助成金 <u>または訪問型職場適応援助者助成金</u> 受給資格認定法人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1号職場適応援助者養成研修 <u>または訪問型職場適応援助者養成研修</u> を修了した職員であって、<u>職場適応援助</u> を行っている者 <p>(68) (同右)</p> <p>(69) 雇用保険二事業助成金制度に基づく障害者雇用安定助成金(障害者職場適応援助コース)のうち、訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、<u>職場適応援助</u> を行っている者 <p>(70) 障害者の雇用の促進等に関する法律第27条に規定する障害者就業・生活支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「障害者就業・生活支援センターの指定と運営等について」(平成14年5月7日付け職高発第0507004号、障発第0507003号)別紙2(障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)実施要綱)に規定する主任就業支援担当者、<u>就業支援担当者及び主任職場定着支援担当者</u>並びに同通知別紙3(障害者就業・生活支援センター事業(生活支援等事業)実施要綱)に規定する生活支援担当職員 <p>(71)～(83) (同右)</p> <p><u>(84) 母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条に規定する母子健康包括支援センター</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・同条第2項第2号に規定する母子保健に関する各種の相談に応ずる職員 <p><u>(85) 生活保護法第30条に規定する日常生活支援住居施設</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令」(令和2年厚生労働省令第44号)第10条第1項に規定する生活支援員及び同条第3項に規定する生活支援提供責任者 <p><u>(86) 母子保健法(昭和40年法律第141号)第17条の2に規定する産後ケア事業を実施する施設</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・同条に規定する相談に応ずる職員 <p><u>(87) 施行規則第2条第1号から第13号まで及び上記(1)から(86)までに定める施設以外の施設で福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該施設において、福祉に関する相談援助業務を行っている相談員 | <p>(67) 障害者雇用納付金制度に基づく第1号職場適応援助者助成金受給資格認定法人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1号職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、<u>ジョブコーチ支援</u> を行っている者 <p>(68) (略)</p> <p>(69) 雇用保険二事業助成金制度に基づく障害者雇用安定助成金(障害者職場適応援助コース)のうち、訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、<u>ジョブコーチ支援</u> を行っている者 <p>(70) 障害者の雇用の促進等に関する法律第27条に規定する障害者就業・生活支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「障害者就業・生活支援センターの指定と運営等について」(平成14年5月7日付け職高発第0507004号、障発第0507003号)別紙2(障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)実施要綱)に規定する主任就業支援担当者 <u>及び</u>就業支援担当者並びに同通知別紙3(障害者就業・生活支援センター事業(生活支援等事業)実施要綱)に規定する生活支援担当職員 <p>(71)～(83) (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(84) 施行規則第2条第1号から第13号まで及び上記(1)から(83)までに定める施設以外の施設で福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該施設において、福祉に関する相談援助業務を行っている相談員 |
|--|--|

| | |
|---|--|
| <p>3 業務従事期間の計算方法 (同右)</p> <p>4 2 (8.7) の厚生労働大臣の個別認定の取扱い要領</p> <p>(1) 認定基準</p> <p>ア (同右)</p> <p>イ 上記1及び2の(1)から(8.6)までに定める職種と同等以上の福祉に関する相談援助業務を行っている相談員が配置されていること。</p> <p>(2) 認定の手続</p> <p>ア 社会福祉士養成施設等への入学又は入所に際して2(8.7)に係るものについては、社会福祉士養成施設等において取りまとめ、入学又は入所の決定前に別記様式により厚生労働大臣あて協議すること。</p> <p>イ (同右)</p> | <p>3 業務従事期間の計算方法 (略)</p> <p>4 2 (8.4) の厚生労働大臣の個別認定の取扱い要領</p> <p>(1) 認定基準</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 上記1及び2の(1)から(8.3)までに定める職種と同等以上の福祉に関する相談援助業務を行っている相談員が配置されていること。</p> <p>(2) 認定の手続</p> <p>ア 社会福祉士養成施設等への入学又は入所に際して2(8.4)に係るものについては、社会福祉士養成施設等において取りまとめ、入学又は入所の決定前に別記様式により厚生労働大臣あて協議すること。</p> <p>イ (略)</p> |
|---|--|

| | |
|---|---|
| <p>別添2 介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等</p> <p>1 介護等の業務の範囲 介護等の業務に従事したと認められる者は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(27) (同右)</p> <p>(28) <u>ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成20年法律第82号)第2条第2項に規定する国立ハンセン病療養所等</u>における介護員等その主たる業務が介護等の業務である者</p> <p>(29) 職業安定法施行規則(昭和22年労働省令第12号)附則第4項に規定する家政婦のうち、<u>個人の家庭において就業し</u>、その主たる業務が介護等の業務である者</p> <p>(30)～(40) (同右)</p> <p>2 業務従事期間の計算方法 (同右)</p> <p>3 業務従事期間の認定方法 (同右)</p> | <p>別添2 介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等</p> <p>1 介護等の業務の範囲 介護等の業務に従事したと認められる者は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(27) (略)</p> <p>(28) <u>ハンセン病療養所</u>における介護員等その主たる業務が介護等の業務である者</p> <p>(29) <u>個人の家庭において就業する</u>職業安定法施行規則(昭和22年労働省令第12号)附則第4項に規定する家政婦のうち、その主たる業務が介護等の業務である者</p> <p>(30)～(40) (略)</p> <p>2 業務従事期間の計算方法 (略)</p> <p>3 業務従事期間の認定方法 (略)</p> |
|---|---|